

大牟田市中学校給食用物資購入規程

(目的)

第1条 この規程は、大牟田市学校給食会（以下「給食会」という。）が安全で良質な中学校給食用物資（以下「給食物資」という。）を登録業者から適正かつ円滑に調達するために必要な事項を定めることを目的とする。

(基本事項)

第2条 給食物資は、次の各号の基本事項に基づき、購入するものとする。

- (1) 中学校給食用物資は、食育基本法の趣旨に則り、食料自給率の向上や安全性の観点から、可能な限り国内産を購入する。
- (2) 地場産物の活用を図るため、大牟田市内又は福岡県内並びに有明圏域定住自立圏において生産された物資については、価格及び規格等を勘案し、優先的に購入する。
- (3) 国内産の調達が困難な物資については、給食会が求める各種証明書により安全性が確認されたものに限り購入する。
- (4) 加工食品については、食品成分表等、給食会が求める各種証明書により安全が確認されたものに限り購入する。
- (5) 物資選定委員会等において、安全が確認できない物資は購入せず、代替品の使用及び献立変更等により対処する。

(登録業者)

第3条 登録業者とは、大牟田市中学校給食用物資納入業者登録申請を行い、登録を受けた業者とする。

(契約)

第4条 前条の規定により登録を受けた業者は、大牟田市中学校給食用物資納入に係る契約書（以下「契約書」という。）により契約を締結するものとする。

- 2 契約書は給食会が指定した日までに提出すること。
- 3 契約を締結した業者（以下「契約業者」という。）は、契約書記載事項を遵守しなければならない。

(見積合せ)

第5条 給食物資の調達は、大牟田市中学校給食用物資規格（以下「物資規格」という。）及び大牟田市中学校給食用物資見積書（以下「見積書」という。）に基づき、大牟田市学校給食会中学校給食部会物資選定委員会（以下「物資選定委員会」という。）における見積合わせにより行う。

- 2 見積合せに参加できる業者は、登録業者とする。
- 3 見積合せの時期及び選定方法については、別紙1「大牟田市中学校給食用物資選定方法」によるものとする。
- 4 登録業者は、次の各号に基づき見積合せを行うものとする。
 - (1) 給食会が見本品の提出を求める物資は、必ず見本品を給食会が指定する日に見積書と合せて提出すること。提出時間は正午までとする。
 - (2) 見積書には別に定める提出書類を添付すること。
- 5 乾物、缶詰、冷凍食品、調理冷凍食品、食肉等の一般物資は、物資選定委員会において、物資規格に適合しかつ関係書類の提出によって適正な給食物資と判断されたものを対象に、食味及び調理性等を確認して見積合せを行う。
- 6 青果物は、見本品により物資規格に適合したものについて、見積合せを行う。
- 7 同単価で二業者以上の見積合せのあった物資は、物資選定委員会において協議の上、決定する。
- 8 同一品かつ同単価で二業者以上の見積合せのあった物資は、業者によるくじで決定する。
- 9 見積合せの結果は、決定業者のみに見積書に記載する指定日までに連絡する。
- 10 見積書の配布は、給食会から登録業者に対して行う。

(発注及び納品)

第6条 契約業者は、物資規格及び見積書に適合した物資を次の各号を遵守し、納入しなければならない。

- (1) 発注物資は、給食会から指定された日、時間、場所に必ず納品すること。(別紙2「中学校給食センター物資納入日時」を参照)ただし、何らかの事情により納入時間等に支障が生じた場合は、速やかに給食会に連絡し、指示に従うこと。
- (2) 納入物資は、見積合せ時に決定された見本と同等品とし、物資規格及び見積書に適合したものでなければならない。
- (3) 納入物資を入れる容器は、清潔な容器等を使用すること。
- (4) 納入時の品温は、文部科学省の「学校給食衛生管理基準」の「学校給食用食品の原材料、製品等の保存基準」の保存温度以下であること。
- (5) 納入時には、納品書及び受領書を提出し、検品終了後、検収印を押印した受領書を受け取ること。
- (6) 納品書の記載事項は、業者名、品名、数量、単価、金額とし、加工品については、製造年月日、期限表示も合わせて記入すること。

(請求)

第7条 納入業者は、請求書に請求内訳書を添付し、次の各号に基づき請求を行うものとする。

- (1) 請求書は、納入月の翌月の10日までに給食会に提出すること。
- (2) 請求内訳書は、毎日の受領書をもとに日をおって作成すること。

(物資代金の支払い)

第8条 給食会は、前条の請求に基づき、その代金を翌月の指定する日に、納入業者が指定する銀行預金口座への振込みにより支払うものとする。この場合の振込手数料は、納入業者の負担とする。

(衛生管理)

第9条 登録業者は、次の各号を遵守し、衛生管理の徹底を図らなければならない。

- (1) 従業員の健康管理に努めること。
- (2) 給食物資の製造工程及び保管等について、衛生管理の徹底に努めること。

(立入検査)

第10条 給食会は、必要に応じ登録業者の立入検査を行う。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は給食会が別に定める。

付則

この規程は、平成27年1月14日から適用する。

付則

この規程は、平成27年11月27日から適用する。

付則

この規程は、平成31年4月1日から適用する。

付則

この規定は、令和7年12月1日から適用する。

別紙 1

大牟田市中学校給食用物資選定方法

1 見積合せの時期

区 分	契約期間	見積合せの時期
一般物資	年間契約	2 月末～ 3 月上旬の間
こんにゃく類	年間契約	2 月末～ 3 月上旬の間
練製品	年間契約	2 月末～ 3 月上旬の間
鶏卵	年間契約	使用前月の下旬に価格提示
一般物資（一部）※注 1	月契約	使用前月の上旬
青果類	月契約	使用前月の下旬
畜肉・畜肉加工品	学期ごと	1 学期分：一般物資年間契約時 2 学期分：7 月下旬 3 学期分：1 1 月下旬
鶏肉	学期ごと	
豆腐類	学期ごと	
しょうゆ、酢、みそ類	学期ごと	

注 1 一般物資のうち、年間を通して価格や品質に変動のあるものや行事食等は月契約とする。以下同じ。

2 選定方法

区 分	選 定 方 法
一般物資	品目ごとに選定
こんにゃく類	品目ごとに選定
一般物資（一部）※注 1	品目ごとに選定
青果類	当月使用分をまとめて選定 2 献立制のため、2 業者を選定 2 業者の納品価格は統一
畜肉・畜肉加工品 (ハム・ベーコン等)	学期分をまとめて選定 2 献立制のため、2 業者を選定 2 業者の納品価格は統一
鶏肉類	学期分をまとめて選定 2 献立制のため、2 業者を選定 2 業者の納品価格は統一
練製品類	品目ごとに選定
豆腐類	まとめて選定
しょうゆ、酢、みそ類	品目ごとに選定

中学校給食センター 物資納入日時

(1) 青果

納入日	納入時間帯	備考
当日納入	6時30分～7時まで	前日が土・日・祭日の場合
前日納入	14時15分～15時30分	上記以外

(2) 一般物資

当日納入

品目	納入時間帯
畜肉 畜肉加工品 鶏肉 鶏卵 練製品 豆腐類	7時～7時30分まで

当日納入に類しない物資について

品目	納入日	納入時間帯
こんにゃく 乾物 調味料 缶詰類 冷凍食品 など	給食会が指定する日	14時15分～15時30分

※納入日及び納入時間帯は上記のとおりとするが、給食実施日の変更等による場合は、給食会の指定する日時に納入をすること。